



別記第 1 3 号様式 (第 2 0 条関係)

一般廃棄物 ~~収集運搬業~~ 許可証
処 分 業

許 可 番 号	北広環境指令第 6 7 号
営業所 (処分業にあっては 処理場) の所在地又は住所	北海道北広島市北の里 4 1 番地 2 7
営業所 (処分業にあっては 処理場) の名称	環境開発工業株式会社
事 業 の 区 分	一般廃棄物処分業
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物 { 家庭用廃パソコン 廃食用油 廃潤滑油 }
営 業 の 区 域	北広島市内
許 可 の 有 効 期 限	令和 5 年 1 2 月 8 日から令和 7 年 1 2 月 7 日
許 可 条 件	関係法令を遵守し、適正に一般廃棄物の処分業を行 うこと

北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 4 0 条第 2 項の規定により、
上記のとおり許可する。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日

北広島市長 上 野 正 三

